

令和3年度
保育所等入所希望者募集

～認定こども園の幼稚園部分
を希望される方(1号認定)～

【対象者】

満3歳以上で、教育を希望される方。
※認定こども園は、幼稚園と保育所の機能
を併せ持った施設です。

【教育・保育認定区分】

認定区分	利用区分
1号認定	教育標準時間 (6時間程度)

※認定に際し、認定事由は
必要ありません。



【受付期間】

1次募集 12月1日(火)～28日(月)

2次募集 1次募集で定員に満たない保
育所等は随時募集

【必要書類】

①教育・保育給付認定(変更) 申請書
(印鑑が必要です)

②市民税額を確認できる書類(令和2年
1月2日以降に転入された方のみ)

【入園申込み】

各認定こども園に申込みください。市
が「支給認定証」を交付します。

※申請内容に変更が生じた場合、判明し
た時点で連絡してください。

※2月中旬～3月下旬を目途に支給認定
証および保育料決定通知書を送付しま

す。(6月以降の入所を希望される方
については、入所希望日の2週間前を
目途に送付予定です)

※各認定こども園の保育内容等の情報に
ついては、希望する認定こども園に問
い合わせください。

【保育料の納付】

各認定こども園の方法により納付しま
す。(保育料は市が決定します)

【預かり保育の無償化について】

(預かり保育を利用する方のみ)

預かり保育の利用料が無償化の対象と
なるためには、「保育の必要性の認定」
を受ける必要があります。「保育の必
要性の認定」の要件については、左記
の『保育を必要とする事由』をご覧く
ださい。

～保育所および認定こども園の保育所
部分を希望される方(2・3号認定)～

【対象者】

保護者が左記の事由に該当する場合、
生後2カ月から最長で就学前までの乳
幼児が入所の対象となります。

保育を必要とする事由

保護者について、次のいずれかに該当
することが必要です。

□就労(フルタイムのほか、パートタ
イム、夜間など基本的に全ての就労
に対応)

□妊娠、出産

□保護者の疾病、障がい

□同居または長期入院している親族の
介護・看護

□災害復旧

□求職活動(起業準備を含む)

□就学(職業訓練校等における職業訓
練を含む)

□虐待やDVのおそれがあること

□育児休業取得中に、すでに保育を利
用している子どもがおり、継続利用
が必要であること

□その他、右記に類する状態として市
長が認める場合

【教育・保育認定区分】

『保育を必要とする事由』に応じ、市
において認定を行います。
例:「就労」による認定の場合は、左記
の基準により認定します。

認定区分	利用区分	1カ月の就労時間
2・3号 認定	保育標準時間 (11時間/日)	120時間以上 (※)
	保育短時間 (8時間/日)	48時間以上 120時間未満

※120時間の就労の目安⇒1カ月4週、
週5日勤務であれば1日6時間の就労
(父母それぞれ)

【受付期間】

1次募集 12月1日(火)～28日(月)

2次募集 令和3年2月8日(月)から随時
募集(1次募集で定員に満た
ない保育所等)

※1次募集に間に合わなかった場合は、
2次募集で申込みできます。

【必要書類】

①教育・保育給付認定(変更) 申請書
(印鑑が必要です)

②保育の必要性を証明する書類(父母そ
れぞれ)

・仕事(育休中を含む)をしている方
↓
就労証明書

・妊娠出産・疾病障がい・介護看護等
↓
母子手帳、診断書など状態が確認
できるもの

・災害復旧↓罹災したことがわかる書類
・求職活動↓ハローワークカードの写し
など求職中であることが確認できる
もの

・就学↓在学証明書、学生証、時間割
などが確認できるもの

③入所申込書兼利用調整申込書

④保育料納付に関する誓約書

⑤市民税額を確認できる書類(令和2年
1月2日以降に転入された方のみ)

⑥口座振替依頼書(保育所に入所希望の
方のみ)

※申請用紙は、子ども福祉課、美都・匹
見各総合支所または入所希望保育所で
配布するほか、市ホームページからダ
ウンロードできます。

【入所決定】

入所申込時等に面接を行い、後日入所の
可否を決定し、通知します。

※申込者が多数の場合、市の利用調整基
準に基づき選考を行います。

※申請内容に変更が生じた場合、判明した時点で連絡してください。

※入所承諾については、2月中旬～3月下旬を目途に支給認定証および入所承諾書を送付します。（6月以降の入所を希望される方については、入所希望日の2週間前を目途に送付予定です）

※各保育所の保育内容等については、希望する保育所に問い合わせください。

〔保育料の納付〕
保育所に入所される方は、原則口座振替になります。認定こども園に入園される方は、各施設の指定する方法により納付します。（保育料は市が決定します）

〔継続入所希望者について〕
すでに保育所に入所している乳幼児については、次年度も継続して入所を希望するかどうかを確認するため「現況届兼保育所継続入所確認書」の提出をお願いしています。関係書類は、毎年11月下旬に各保育所を通じて保護者の方に配付しています。

〔無償化について〕
令和元年10月1日から、3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化になりました。

※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

益田市認可保育施設一覧（順不同）

種別	保育所（園）名	定員	所在地	電話番号	開所時間（平日）
認定こども園	益田ひかり保育所	120	七尾町	☎ 22-1467	6:45～21:15
私立	めばえ保育園	110	東町	☎ 22-7343	7:00～20:20
私立	すみれ保育園	100	東町	☎ 23-2655	7:20～19:20
私立	豊川保育園	40	大谷町	☎ 22-1629	7:00～19:00
私立	真砂保育園	20	波田町	☎ 26-0106	7:00～19:00
認定こども園	吉田こども園	90	水分町	☎ 22-1730	7:15～19:30
私立	常盤乳児園	50	常盤町	☎ 22-0951	7:15～19:15
私立	葵保育園	90	赤城町	☎ 23-0530	7:15～19:15
認定こども園	まどころ ナーサリースクール	59	中島町	☎ 23-5470	7:15～19:15
私立	雪舟保育所	90	乙吉町	☎ 22-8658	7:15～19:15
私立	中須保育所	50	かもしま東町	☎ 22-3215	7:00～19:00
認定こども園	原浜保育所	140	久城町	☎ 23-0567	7:00～20:00
私立	遠田保育園	40	遠田町	☎ 27-0055	7:15～19:15
私立	北仙道保育所	20	大草町	☎ 22-7301	7:30～19:00
私立	鎌手保育所	30	西平原町	☎ 27-0578	7:00～19:00
私立	高津保育園	90	高津一丁目	☎ 22-4217	7:15～19:15
私立	緑ヶ丘保育所	80	高津八丁目	☎ 23-1283	7:15～19:15
私立	うめっこハウス	1	高津四丁目	☎ 22-8588	7:00～19:00
私立	小野保育所	20	小浜町	☎ 28-0045	7:00～19:00
私立	須子保育園	60	須子町	☎ 23-1709	7:00～20:00
私立	須子保育園 かもしま園	20	かもしま東町	☎ 25-7330	7:00～20:00
認定こども園	明星保育園	60	須子町	☎ 23-4588	7:20～19:20
私立	梅賀山保育園	20	本俣賀町	☎ 25-2905	7:00～19:00
私立	横田保育園	20	横田町	☎ 25-1001	7:00～19:00
私立	若葉保育園	30	横田町	☎ 25-1298	7:00～19:00
認定こども園	神田保育園	40	神田町	☎ 25-2094	7:15～19:15
私立	まるに保育所	20	白上町	☎ 28-0090	7:00～19:00
私立	川登保育園	40	川登町	☎ 28-1067	7:00～19:00
私立	わかくさ保育園	20	上黒谷町	☎ 29-0104	7:30～19:30
私立	都茂保育所	20	美都町山本	☎ 52-2006	7:00～19:30
私立	東仙道保育所	20	美都町仙道	☎ 52-2033	7:00～19:30
公立	匹見保育所	20	匹見町匹見	☎ 56-0023	7:15～19:15

〔副食費の免除について〕

幼児教育・保育の無償化にあわせて、次に該当する場合は、副食費が免除となります。

- ・年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・益田市独自の支援事業として、所得階

申問

層にかかわらず、第2子以降の子ども（国基準では第3子以降）は副食費が免除となります。

- ・市子ども福祉課 保育係（駅前ビル EAG A2階） ☎ 31・1380

- ・美都総合支所地域振興課 ☎ 52・2312
- ・匹見総合支所地域振興課 ☎ 56・0302
- ・入所希望保育所（電話番号は左記のとおり）

○保育所の開所時間は延長時間を含みます。
○上記は令和2年10月1日現在ですので、内容に変更が生じる場合があります。

令和3年度 私立幼稚園入園希望者募集

幼稚園は子どもが初めて出会う学校です。

市内には3つの私立幼稚園があります。幼稚園は学校教育法に基づき「学校」として、3歳から小学校入学前までの子どもが、全国どこでも共通の教育課程（幼稚園教育要領）文部科学省告示）に基づく教育を受けられます。

市内の私立幼稚園

★益田天使幼稚園（中吉田町）

☎22・1477

★益田幼稚園（七尾町）☎22・1041

★吉田幼稚園（元町）☎22・0405

※教育内容等、詳しくは各園に問い合わせください。

また、各園のホームページでも確認できます。

保育料について

◆令和元年10月1日から保育料が無償化になりました。

★その他、園独自の実費徴収（給食費、通園費、教材費等）や上乗せ徴収が生じる場合があります。

入園申込みについて

◆幼稚園の利用を希望する場合は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

〔入園申込み〕

入園申込みは、各園で受付けています。

★申込みの際の必要書類等は各園で異なりますので、希望する園に直接問い合わせください。

★いずれの園も年度途中の入園は可能です。

〔教育・保育給付認定申請〕

教育・保育給付認定の申請に基づき、市が「支給認定証」を交付します。

★入園を希望する幼稚園で教育・保育給付認定（変更）申請書を取り、各園へ提出してください。

★令和3年3月下旬頃に支給認定証を交付する予定です。

〔副食費の免除について〕

児童と生計を一にしている父母の市民税額によっては、副食費が免除となります。

★市民税額を確認できる書類を提出してください。（令和2年1月2日以降に転入された方のみ）

〔預かり保育の無償化について〕

（預かり保育を利用する方のみ）

預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

★「保育の必要性の認定」の要件については、24ページに記載している『保育を必要とする事由』をご覧ください。

★預かり保育の利用を希望する幼稚園

で施設等利用給付認定（変更）申請書を取り、『保育を必要とする事由』に係る書類を添えて、各園へ提出してください。

問 市子ども福祉課 保育係（駅前ビルEAGA2階）☎31・1380

令和3年度

4月からの放課後児童クラブ 入会申込みを受付けます

市では、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後児童クラブを開設しています。

入会を希望される方は、事前の申込みが必要です。

〔対象〕 小学校新1～6年生

〔実施校区〕

益田、吉田、吉田南、高津、安田、鎌手、豊川、西益田、中西、東仙道、都茂

〔開設時間〕

授業日 放課後～18:00

土曜日 7:45～18:00

長期休業日 7:45～18:00

※ただし、保護者が就労で時間内のお迎えができないときは、18:00～18:30まで延長利用できます。一世帯あたり月額1,500円が必要が必要です。

〔利用料〕

月額5,500円（別途おやつ代等1,500円程度必要）

※2人以上同時入会の場合、2人目以降

は月額4,000円

※就学援助認定世帯および生活保護世帯は、申請すると利用料が減免となります。申請には認印が必要です。

〔スポーツ安全保険〕

年額800円程度

〔受付期間〕

12月1日（火）～28日（月）

※この期間を過ぎて申込みをされると、4月1日からの利用ができない場合がありますのでご了承ください。

〔申込方法〕

子ども福祉課または美都総合支所地域振興課窓口にて申込みを付けます。その際、保護者の就労証明書の提出が必要です。

※「募集要項」は子ども福祉課および美都総合支所地域振興課で配布します。また、市ホームページにも掲載する予定です。

〔その他〕

※現在入会中の方で、継続入会を希望される方は、この期間にクラブを通じて必要書類を提出してください。

※申込多数の場合は、審査および選考となります。

〔申問〕

・市子ども福祉課

（駅前ビルEAGA2階）

☎31・0243

・美都総合支所地域振興課

☎52・2312

